対比表

改定					現行				第1編
ページ	編	章・節	内容		ページ	編	章・節	内容	改定理由
1	1	1.1.2	追記	契約図書構成　3段落目　設計書及び図面	1	1	1.1.2	契約図書構成　3段落目　図面	訂正
1	1	1.1.2	追記	標準仕様書及び標準図	1	1	1.1.2	契約図書構成　4段落目　標準仕様書	訂正
1	1	1.1.3(3)	追記	「標準仕様書及び標準図」	1	1	1.1.3(3)	「標準仕様書」	訂正
1	1	1.1.4	追記	(4)設計書及び図面	1	1	1.1.4	(4)図面	1.1.2との整合
2	1	1.1.5	訂正	建築局	1	1	1.1.5	まちづくり調整局	局名変更
2	1	1.1.6(1)	訂正	(1) 請負人は、請負金額500万円以上の工事については、工事実績情報として(財)日本建築情報総合センターの定めるところにより、「工事実績データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受け、監督員の記名、押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、工事実績情報システム(CORINS)に登録する。また、登録確認後は、同センターが発行する登録内容確認書を監督員に提出する	2	1	1.1.6	工事請負金額～監督員に提出する。	明確化
2	1	1.1.6(1)	変更	「表」　なお、登録時期～国民の祝日等は含まない。	2	1	1.1.6	(1)工事受注時～(4)ただし期間には、～国民の祝日等は含まない。	文を表にした。
2	1	1.1.6(2)	変更・追加	(2) 配置技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、すみやかに総務局及び工事担当課に所定の手続きを行う	2	1	1.1.6		配置技術者の変更について注意事項を記入
3	1	1.1.8(2)	追加	②監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証の点検	3	1	1.1.8(2)	②監理技術者資格証の点検	点検項目の追加
3	1	1.1.8(2)	追加	（下請契約書の写し、再下請通知書等添付書類を含む）	3	1	1.1.8(2)	⑤施行体制台帳の点検（下請契約書共）	明確化
3	1	1.1.8(2)	追加	⑦施行体制の点検（施工体制台帳及び施工体系図どおりかの確認）	3	1	1.1.8(2)	⑦施行体制の把握	明確化
3	1	1.1.8(2)	変更・追加	⑧施工中の建設業許可（元請及びすべての下請業者）	3	1	1.1.8(2)	⑧施工中の建設業許可（元請～下請）～労災保険に関する掲示	明確化
3	1	1.1.8(2)	追加	⑨CORINS登録（工事カルテ）の点検等	3	1	1.1.8(2)	⑨CORINS登録の点検等	明確化
3	1	1.1.8(2)	追加	⑩ 現場における施工体制の把握	3	1	1.1.8(2)		点検項目の追加
				⑪ 主任（監理）技術者資格の確認（配置技術者届出書と同一人、元請会社に所属）					
				⑫ 現場の選任状況の点検など					
4	1	1.1.8	追加	施工体制台帳解説(1)					記入例の追加
5	1	1.1.8	追加	施工体制台帳解説(2)					記入例の追加
6	1	1.1.8	追加	再下請負通知書解説(1)					記入例の追加
7	1	1.1.8	追加	再下請負通知書解説(2)					記入例の追加
8	1	1.1.8	追加	工事作業所災害防止協議会兼施工体制系図(参考様式)					記入例の追加
9	1	1.1.8	追加	工事担当技術者台帳(参考様式)					記入例の追加
10	1	1.1.8	更新	建設業許可を示す標識	4	1	1.1.8		更新
10	1	1.1.8	更新	建設業退職金共済制度(シール)	4	1	1.1.8		更新
10	1	1.1.8	更新	労働保険に関する掲示	4	1	1.1.8		更新
10	1	1.1.8(3)	変更・追記	請負人は、本市監督員等から監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の提示を求められた場合はすみやかに提示する。	5	1	1.1.8	(3)監理技術者又は主任技術者の専任他は、下表の通り。(○○○)「表」	1.3.1にて記載
								(4)配置技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、すみやかに財政局及び工事担当課に所定の手続きを行う。	1.3.1にて記載
								(5)請負人は、本市監督員等から監理技術者資格証の提示を求められた場合はすみやかに提示する。	(3)に改め「及び監理技術者講習修了証」を追記
11	1	1.1.9(5)	追記	～「フロン回収破壊法」「アスベスト関連法令」その他～	5	1	1.1.9(5)	(3)及び(4)以外のものは全て構外に搬出し、「再生資源の利用に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「家電リサイクル法」、「フロン回収破壊法」その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。廃棄物等に関する規制については第7編3節を参照。	追記

対比表

改定					現行				第1編
ページ	編	章・節	内容		ページ	編	章・節	内容	改定理由
11	1	1.1.10	訂正	建築局	1	1	1.1.5	まちづくり調整局	局名変更
12	1		訂正	2節　工事関係書類				2節　工事関係図書	
15	1	1.2「表」	変更	引継ぎ項目内　完成図書(CD)の提出	9	1	1.2	引継ぎ項目内　完成図書の提出　PDF化の処理	電子納品に対する変更
16	1	1.2.2	追加	施工計画書 　当該現場の内容や条件を反映した施工計画書を現場の進捗に応じて作成する。 　施工計画書の作成項目は、次に示す項目の内、監督員と協議の上決定する。 (1) 工事概要書 (2) 工事組織表 (3) 工程表 (4) 品質管理計画書 (5) 安全管理計画書 (6) 官公署届出書類作成書 (7) 仮設計画書 (8) 工事種目別施工要領書 (9) その他監督員が作成を指示した書類	10	1	1.2		項目の追加(以降番号順次切下げ)
16	1	1.2.4(2)	追記	③各機器の～基づいているだけでなく～加味しているか。	10	1	1.2.3(2)	③各機器の～基づいているか。	追記
18	1	1.3.1(3)	追記	(3)　監理技術者又は主任技術者の専任他は下表の通り	12	1	1.3.1		追記
20	1	1.3.10	追加	ワンデーレスポンス (1)　ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することをいう。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にする。 (2)　請負人は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進ちょく状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行う。 (3)　請負人は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は請負人の意見を付して速やかに監督員に報告する。また、即日回答が困難なものは、回答希望日を付し、監督員と協議のうえ、回答期限を設ける。 (4)　監督員と請負人は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえ、その円滑な実施に努める。					追加
20	1	1.3.11	追加	改修工事について (1)　再利用品 ①　特記により、取り外し後、再使用と記載された機材は工事着手前に次の事項を確認し、再使用できない機器類については、監督員に報告し対応を協議する。 (a) 運転に不具合がないか。 (b) 機能的に不具合がないか。 (c) 保管場所や養生方法に不備がないか。 (d) 機器に損傷を与えずに取外す事ができるか。 (e) 消火機器の型式が失効していないか。 ②　機器取り外し後、再取り付けまでの間は、機器の性能・機能に支障がないよう適切に養生を行い保管する。 ③　既存の機器に配管を接続する場合は、機器の清掃を行ってから取り付ける。 ④　衛生器具を再使用する場合は、付属金物は、原則として新品とする。 ⑤　飲料用タンク及びその他の器具を再利用する場合、清掃、消毒を行い、水質検査を実施し、結果を監督員に提出する。 (2)　仮設 　改修工事において工事用動力についての特記が記載されていない場合、工事用電力及び水の使用料は請負者の負担となる。このような場合次の点に注意する。 ①　工事用電力は、原則として、既存設備に別途電力計を設け、仮設配電盤を設置し使用する。 ②　工事用電源を既存建物から分岐する場合は、接続する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないよう分岐する。 ③　工事用水は、既存設備に量水器を設け、仮設配管を施し使用する。 　この他、既設コンセントから直接電力を使用する場合は、方法について監督員と充分協議を行い使用する。 (3) 養生 ① 養生の範囲 特記に記載されていない場合は、改修工事後にも使用される建築物、設備備品等については、改修工事中に汚損、変色等のおそれがある箇所を養生する。 ② 養生の方法 (a)　特記に記載されてない場合は、ビニルシートクッション材、合板等の適切な方法で行い。養生範囲は監督員と協議する。 (b)　仮設間仕切り等により施工範囲が定められた場合は、施工作業範囲外にほこり等が飛散しないように養生する。 (c)　作業通路、搬入通路等に盤等のスイッチがある場合は、誤作動しないように養生する。 (d)　機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生は、特記がなければ、原則として、床面を合板、ビニールシート等により適切な方法で行う。 (e)　工事で既設エレベーターを使う場合は、合板等で養生を行い、エレベーターに損傷を与えない。 (f)　やむを得ず切断溶接作業を行う場合は、防炎シート等で養生を行う。					追加

対比表

改定					現行				第1編
ページ	編	章・節		内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
23	1	1.3	追記	「工程表」内検査項目の追記	15	1	1.3		検査項目を追加
25	1	1.4.6	訂正×2	建築局	17	1	1.1.5	まちづくり調整局	局名変更
26	1	1.4.7	追記	完成検査等～処置しておく。 検査のため、ピットや排水枡の蓋などを開けておく必要がある場合は、第三者の落下などが無い様、防止対策を施す。特に改修工事などでは、第三者との接触が無い様、脚立の取りまわし等にも注意する。	18	1	1.4.7	完成検査等～処置しておく。～(1)準備	追記
26	1	1.4.7(2)	追記	完成図書（工事写真をパソコンで確認する場合は、パソコン）	18	1	1.4.7(2)	③完成図書	電子納品に対する追記
26	1	1.4.7(3)	追記	②検査用具（脚立、～長靴、換気装置等）	18	1	1.4.1(3)	②検査用具（脚立、～長靴等）	
27	1	1.5.3	追記	(1)電子納品の場合 「第1編　1．6．2」電子納品の項を参照のこと。 (2)アルバムの場合	19	1	1.5.3	工事写真の整理	電子納品に対応
31	1	1.6.1	変更	請負人は、工事目的物引渡しの時に下記の物品を本市に引き渡す。 (1) 工事概要書 (2) 完成図 (3) 施工図 (4) 機器完成図 (5) 連絡先等一覧表（請負人及び主要機器類） (6) 使用材料等一覧表 (7) 各種試験成績表 (8) 機器類試験成績表 (9) 各種届出関係書類 (10) 処分証明書類 (11) 取扱説明書 (12) 維持管理注意事項説明書 (13) 物品引継ぎ内訳書 (14) 施設台帳 (15) 設備台帳 (16) 工事写真 (17) 付属品類 (18) その他監督員の指示するもの	23	1	1.6.1	完成図書　工事が完成したときは～	電子納品に対する変更
32	1	1.6.1(7)	追記	ガス機密試験報告書（～を参照）及びガス遮断～報告書	24	1	1.6.1(7)	ガス機密試験報告書（～を参照）	追記
32	1	1.6.1(7)	追加	⑪施工前の状況確認報告書	24	1	1.6.1(7)		項目追加以下番号繰下げ
32	1	1.6.1(15)	変更	設備台帳	25	1	1.6.1(15)	機器台帳	変更
32	1	1.6.1(16)	追記	工事写真　「第1編.第1章.5節」「工事写真」の項を～	25	1	1.6.1(16)	工事写真　「工事写真」の項を～	追記
32	1	1.6.2	変更	電子納品　(1)～(4)	25	1	1.6.2	完成図書の作成要領	電子納品に対応
35	1	2 全体	整理	表記順序の変更、項目の見直し	27	1	2		項目及び内容の整理
35	1	2.1.1(3)	訂正	建築局	17	1	1.1.5	まちづくり調整局	局名変更
35	1	2.1.1(7)	移動	マンホール、地下タンク及び地下ピット等の工事については酸欠や有毒ガス等が滞留している危険性がある。作業前及び作業中に酸素濃度やガス濃度を測定する。また、作業中は換気を行う。	40	1	2.1.2	(28)災害防止策 ①マンホール、地下タンク及び地下ピット等の工事については酸欠や有毒ガス等が滞留している危険性がある。作業前及び作業中に酸素濃度やガス濃度を測定する。また、作業中は換気を行う。	整理
35	1	2.1.1(8)	移動	外構工事については、崩壊及び転落防止に十分に留意した安全対策を講ずる。	40	1	2.1.2	②外構工事については、崩壊及び転落防止に十分に留意した安全対策を講ずる。	
39	1	2.1.2(10)	移動	③電気機械器具・工具	33	1	2.1.2	(12)電気機械器具・工具	整理
			移動	④移動電線・仮設配線				(18)移動電線・仮設配線	
				⑤電工ドラム				(19)電工ドラム	
				⑥接地				(20)接地	

対比表

改定					現行				第1編
ページ	編	章・節		内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
43	1	2.1.2(15)	変更	(参考)安全帯の使用場所及び作業	28	1	2.1.2	(3)安全帯の使用場所　(4)安全帯を使用する作業(例)	統合、変更
45		2.1.2(16)	変更	(参考)脚立足場の使い方				(7)脚立足場の使い方	
48	1	2.1.2(20)	追加	(20)わく組足場 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態はよいか。 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態はよいか。 ③ 緊結材及び緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態はよいか。 ④ 墜落防止設備(則第563条第1項第3項イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。 ⑤ 幅木等(物体の落下防止措置)の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。 ⑥ 脚部の沈下及び滑動はないか。 ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。 ⑧ 建地、布及び腕木の損傷はないか。 ⑨ 突りょうとつり索との取付部の状態はよいか。又つり装置の歯止めの機能は良好か。	40	1	2.1.2		追加
49			変更	(参考)　手すり先行工法の種類と特徴	41	1	2.1.2	(29)手すり先行工法の種類と特徴	整理
51	1	2.2.1	追加	12.足場点検　足場の点検作業	42	1	2.2.1	表中	表中　技能講習種類追記

対比表

改定				現行				第2編（1） 共通事項
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
53	2	1.1.2	配管スリーブ(図)不鮮明のため修正	45	2	1.1.1	配管スリーブ(図)	
54	2	1.1.2	つば付鋼管製スリーブ(例)・亜鉛鉄板製スリーブ(例) (図) 不鮮明のため修正	46	2	1.1.2	つば付鋼管製スリーブ(例)・亜鉛鉄板製スリーブ(例) (図)	
55	2	1.1.2	断面図(例)・側面図(例) (図) 不鮮明のため修正	47	2	1.1.2	断面図(例)・側面図(例) (図)	
56	2	1.1.3	巾が1mん未満の場合(例)・巾が1m以上の場合(例)・デッキプレート床の箱入れ(例) (図) 不鮮明のため修正	48	2	1.1.3	巾が1mん未満の場合(例)・巾が1m以上の場合(例)・デッキプレート床の箱入れ(例) (図)	
59	2	1.2.1	ビニル管 / JIS K 6742 / 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 / HIVP ビニル管 / JIS K 6741 / 硬質ポリ塩化ビニル管 / VP・VU ビニル管 / JIS K 9798 / リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 / RF-VP ビニル管 / JIS K 9797 / リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 / RS-VU ビニル管 / JIS K 6776 / 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 / HTVP 排水用塩ビライニング鋼管 / WSP 042 / 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 / DVA コーティング鋼管 / WSP 032 / 排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 / CL	51	2	1.2.1	ビニル管 / JIS K 6742 / 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 / HIVP ビニル管 / JIS K 6741 / 硬質塩化ビニル管 / VP・VU ビニル管 / AS-59 / 硬質塩化ビニルリサイクル三層管 / RF-VP ビニル管 / AS-62 / 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 / RS-VU ビニル管 / JIS K 6776 / 耐熱性硬質塩化ビニル管 / HTVP 排水用塩ビライニング鋼管 / WSP 042 / 排水用塩ビライニング鋼管 / DVA コーティング鋼管 / WSP 032 / 排水用タールエポキシ塗装鋼管 / CL	公共建築工事標準仕様書の改訂による
64	2	1.3.1	正しい分岐・合流方法(例)、平面図(例) (図) 不鮮明のため修正	56	2	1.3.1	正しい分岐・合流方法(例)、平面図(例) (図)	
65	2	1.3.3	PS平面図(例)・フレキシブルジョイント(ステンレス製ベローズ形)の配管要領 (図) 不鮮明のため修正	57	2	1.3.3	PS平面図(例)・フレキシブルジョイント(ステンレス製ベローズ形)の配管要領 (図)	
68	2	1.4.1	(1)冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径100以上の配管は、原則として床又は天井スラブ近傍より形鋼	60	2	1.4.1	(1)冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径100以上の配管は、原則として床及び天井スラブ近傍より形鋼	公共建築工事標準仕様書の改訂による
68	2	1.4.2	(1)空調ポンプ(密閉回路の場合)、(2)揚水ポンプ(床上タンクの場合) (図) 不鮮明のため修正	60	2	1.4.2	(1)空調ポンプ(密閉回路の場合)、(2)揚水ポンプ(床上タンクの場合) (図)	
70	2	1.4.7	受水タンク廻りの配管(例) (図) 不鮮明のため修正	62	2	1.4.7	受水タンク廻りの配管(例) (図)	
71	2	1.4.8	消火ポンプユニット (図) 不鮮明のため修正	63	2	1.4.8	消火ポンプユニット (図)	
73	2	1.5.2	(8)断熱被覆銅管の原管について追加	65	2	1.5.2		公共建築工事標準仕様書の改訂による
73	2	1.5.2	(9)断熱被覆銅管の断熱について追加	65	2	1.5.2		公共建築工事標準仕様書の改訂による
74	2	1.5.4	(4)湯沸器廻りの施工要領にｶﾞｽ強化用ﾁｭｰﾌﾞを記載	66	2	1.5.4		ｶﾞｽ機器の設置基準及び実務指針による
75	2	1.5.5	(5)3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に満水継手	67	2	1.5.4	(5)満水継手を設置する場合は特記による。	公共建築工事標準仕様書の改訂による
			を取りつける。					
78	2	1.5.6	配管の勾配表に→を追加	70				視覚的に判り易くした
79	2	1.6.1	(3)、(4)、(5)、(6)、(7)・・・番号を変更	71	2	1.6.1	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	平成18年版正誤表より
80	2	1.6.2	(1)⑥で、切削ねじ接合、転造ねじ接合を追加	72				公共建築工事標準仕様書の改訂による
80	2	1.6.2	(2)③で、蒸気管の接合を追加	72				公共建築工事標準仕様書の改訂による
80	2	1.6.2	(2)④で、管端つば出し鋼管継手を追加	72				公共建築工事標準仕様書の改訂による
81	2	1.6.2	(4)②耐塩水噴霧試験に適合した・・・	73	2	1.6.2	(4)②JISK5551(エポキシ樹脂塗料)の2種に規定する耐塩	公共建築工事標準仕様書の改訂による
							水噴霧試験に適合した・・・	
82	2	1.6.3	ポリ粉体ライニング鋼管を追加	74				公共建築工事標準仕様書の改訂による
82	2	1.6.3	(3)管の内面の面取りについて追加	74				公共建築工事標準仕様書の改訂による
82	2	1.6.3	(4)管用テーパねじについて追加	74				公共建築工事標準仕様書の改訂による
82	2	1.6.3	(5)文章中に、「管端部への塗布は、シール剤が管内部へ	74				公共建築工事標準仕様書の改訂による
			流れ出すおそれがあるため行わない。」を追加					

対比表

改定				現行				第2編(1) 共通事項
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節		改定理由
83	2	1.6.5	(2)スタブエンドを使用したフランジ接合の図を追加	75				公共建築工事標準仕様書の改訂による
			文章も変更					
85	2	1.6.6	(3)JPFMP006(ハウジング管継手)に規定する・・・	77	2	1.6.6	(3)JISK5551(エポキシ樹脂塗料)の2種に規定する・・・	公共建築工事標準仕様書の改訂による
85	2	1.6.7	(2)受け口内面及び差し口外面に・・・挿入し、標線位置まで	77	2	1.6.7	(2)受口内面及び差口外面に・・・テコ棒又は挿入機等によっ	公共建築工事標準仕様書の改訂による
			差し込み・・・				て標線位置まで差し込み・・・	
86	2	1.6.8	(1)JISK9798リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	78	2	1.6.8	(1)AS-59建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管	公共建築工事標準仕様書の改訂による
86	2	1.6.8	(5)区画貫通部には使用できない。を追加	78				RF-VPはVPの防火区画貫通の扱いが異なる
86	2	1.6.9	JISK9797リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	78	2	1.6.9	AS-62下水道リサイクル三層硬質塩化ビニル管	公共建築工事標準仕様書の改訂による
87	2	1.6.10	(3)伸縮継手の例を追加	79				設置例の追加
95	2	1.613	(1)図中に管端コアを追加	87				コアの必要性を明記

対比表

改定						現行				第2編(2) 共通事項
ページ	編	章・節			内容	ページ	編	章・節		改定理由
97	2	1.7.1			一般事項:文章変更・表中の文章変更	89	2	1.7.1		・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				変更	・吊り金物による吊り				・棒鋼吊り	
				削除	・文章を削除				・なお、棒鋼のねじ締めつけは専用工具(棒鋼レンチ)を使用して確実に取付ける。	
97	2	1.7.2			横送り管の吊り及び振止め支持間隔:表中の文章変更他	89	2	1.7.2		
			(1)	変更	・吊り金物による吊り				・棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				変更	・耐火二層管の支持間隔の変更				・耐火二層管の支持全て 1.5m以下に	・施工マニュアル書のH20年5月部分改訂
				変更	・形鋼触れ止め支持間隔の変更					・ 〃
				追記	・形鋼触れ止め支持にﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管を追加					・ 〃
				追記	・注記に冷媒用配管保護化粧ケース支持間隔を追加					
98	2	1.7.2	(2)	変更	・吊り用ボルトの径	90	2	1.7.2	・棒鋼吊り径	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・図 吊り用金物				・図 棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				追記	・注記 モルタルにて穴埋め及び吊り用金物を追加変更				・注記 棒鋼による吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版 他
98	2	1.7.3	(1)	追記	・可とう継手の種類等の説明文章を追加	90	2	1.7.3		
100	2	1.7.3	(4)	変更	・吊り金物による吊り	92	2	1.7.3	・棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				変更	・図 吊り用金物				・図 棒鋼吊り	・ 〃
100	2	1.7.4	(1)	変更	・吊り金物	92	2	1.7.4	・棒鋼吊り	・ 〃
				変更	・図 吊り用金物				・図 棒鋼吊り	・ 〃
				追記	・図(単管・複数吊り(例) 樹脂製ﾊﾞﾝﾄﾞ(冷媒管)を追加				・図(単管・複数吊り(例) 吊りバンド	
101	2	1.7.4	(2)	変更	・図 ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内の図面変更	93	2	1.7.4		
102	2	1.7.5			立て管の固定及び形鋼振れ止め支持:表中の文章変更他	94	2	1.7.5		
			(1)	追記	・形鋼振止め支持に耐火二層管を追加					・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
103	2	1.7.5	(2)	追記	・図 形鋼振止め支持及びさらにを追加	95	2	1.7.5		・施工マニュアル書のH20年5月部分改訂
				追記	・図 床ﾊﾞﾝﾄﾞ支持要領を追加					
104	2	1.7.7			形鋼振止め支持部材の選定表	96	2	1.7.7		
			(1)	変更	・配管重量表 Kg/m表示に変更				・配管重量表 N/m表示	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				追記	・注記の項 カラー亜鉛鉄板に変更				・亜鉛鉄板	・ 〃
			(2)	変更	・ﾀﾞｸﾄ重量表(ｱﾝｸﾞﾙ工法・ｺｰﾅｰﾎﾞﾙﾄ工法) Kg/m表示に変更				・ﾀﾞｸﾄ重量表(ｱﾝｸﾞﾙ工法・ｺｰﾅｰﾎﾞﾙﾄ工法) N/m表示	・ 〃
				追記	・注記の項 カラー亜鉛鉄板に変更				・亜鉛鉄板	・ 〃
105	2	1.7.7	(3)	変更	・形鋼振止め支持部材選定表 Kg/m表示に変更	97	2	1.7.7	・形鋼振止め支持部材選定表 N/m表示	・ 〃
				変更	・表中の部材仕様の変更(a材の項)				・表中の部材仕様 a材の項	・ 〃
				追記	・注1に支持重量の( ) 書きの説明文章を追加					・ 〃
105	2	1.7.7	(4)	変更	・形鋼振止め支持部材選定表 Kg/m表示に変更	97	2	1.7.7	・形鋼振止め支持部材選定表 N/m表示	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・表中の部材仕様の変更(a材の項)				・表中の部材仕様 a材	・ 〃
106	2	1.7.7	(5)	変更	・吊り金物による吊り	98	2	1.7.7	・棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				変更	・屋上・外壁配管の横走り配管の支持部材 Kg/m表示に変更				・屋上・外壁配管の横走利配管の支持部材 N/m表示	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・表中の部材仕様の変更(ｱﾝｶｰの項)				・表中の部材仕様 ｱﾝｶｰの項	・ 〃
106	2	1.7.7	(6)	追記	・鋼製ｲﾝｻｰﾄ金物、おねじ型ﾐｶﾆｶﾙｱﾝｶｰの数値を追加	98	2	1.7.7		・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・接着系ｱﾝｶｰの数値の変更					・ 〃
107	2	1.7.7	(6)	変更	・吊り用ボルト (ページ 98→99に)	98	2	1.7.7	・ｲﾝｻｰﾄ金物と吊り金物の外径	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・表 メートルねじ有効径とウイットねじ有効径及び数値の変更				・表 棒鋼の外形と吊り用ボルト	・ 〃
				追記	・注記を追加					・ 〃
107	2	1.7.8			横走り管の形鋼振止め支持部材(選定例)	99	2	1.7.8		
				変更	・Kg/m表示に変更他				・N/m表示	・設備工事標準図(機械設備)平成22年度版
				変更	・図 吊り用金物に変更及びA部にｲﾝｻｰﾄを追加				・図 棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
107	2	1.7.9	(1)	変更	・図 吊り用金物	99	2	1.7.9	・図 棒鋼吊り	・ 〃

対比表

改定						現行				第2編(2)　共通事項
ページ	編	章・節			内容	ページ	編	章・節		改定理由
101	2	1.7.9	(2)	変更	・図　吊り用金物　　(ページ　99→100に)	99	2	1.7.9	・図　棒鋼吊り	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
				追加	・図　塩ビコーティング製を追加　　(ページ　99→100に)					
101	2	1.7.10		追加	・室内機まわり支持を追加(図)	100	2	1.7.10		
109	2	1.8.1	(7)	変更	・一般事項(7)　土被りに変更	101	2	1.8.1	・一般事項(7)　地表	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
111	2	1.8.4			建物導入部の配管要領	103	2	1.8.4		
				追加	・(2)排水管の例を追加(図)					
112	2	1.8.5			防食処理　　(ページ　103→104に)	103	2	1.8.5		
				追加	・③土中埋設及びコンクリート埋設のVD管の継手接続部の文章を追加					
113	2	1.8.5		変更	・図(弁廻り)　プラスチックテープ巻きに変更	104	2	1.8.5	・図(弁廻り)　防食処理	
113	2	1.8.5	(2)	変更	・防食用プライマーの項　溶剤に変更	105	2	1.8.5	・防食用プライマーの項　溶剤等	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
115	2	1.9.2			防火区画貫通部の処理゛	107	2	1.9.2		
				追加	・VP配管の貫通部処理工法(例)を追加(図)					
116	2	1.10.1			・配管工事の試験 (冷媒配管の項)	108	2	1.10.1		
			(5)	変更	・高圧ガス保安法、「冷凍保安規則同関連基準」、「冷凍装置の				・製造者設計圧力以上の圧力とし次表による。	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
					施設基準」等に定めるところによる気密試験。					
117	2	1.10.1	(5)	変更	・「冷媒配管試験圧力表」の簡素化	109	2	1.10.1	・冷媒配管試験圧力の表	
117	2	1.10.1	(5)		消火配管の項	109	2	1.10.1		
				変更	・粉末消火配管試験圧力の標準　圧力調整期の設定圧力				・粉末消火配管試験圧力の標準2.5MPa	・標準仕様書(機械設備)平成22年度版
118	2	2.1.1	(3)		鉄線巻き	110	2	2.1.1		
				変更	筒状材　ピッチ　1本につき2箇所以上				国交省の改修工事標準仕様書による。	
				追加	ロックウールフェルト及び波形保温板　1枚につき500mm・・・					
119	2	2.1.1	(6)		冷水、冷温水管の支持部の保温	111	2	2.1.1		
				変更	吊り用金物(例)　形鋼振れ止め(例)				吊り用金物・形鋼に共通して修正した。	
121	2	2.1.1	(10)	変更	ダクトの鋲付け	113	2	2.1.1		
					鋲取り付け数は、300mm角にすべての面に1個以上とする。				国交省の改修工事標準仕様書による。	
124	2	2.2.1	(1)		保温不要箇所	116	2	2.2.1		
				追加	温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管、放熱器					
					廻りの温水管					
					外気取り入れダクト					
				変更	備考欄　空調機器までの外気取り入れダクトは保温を行う。					
125	2	2.2.1	(2)	変更	管(継手及び弁類含む)の保温施工種別	117	2	2.2.1	平成18年版　正誤表	
				削除	屋内露出　C1　C1'を削除した。					
				追加	C2'　※給湯及び温水の場合はグラスウール保温筒とし粘着テープを				平成18年版　正誤表	
					鉄線とする。					
126	2	2.2.1		追加	屋外露出　E　※消火管で常に充水している管(40A以下)を	118	2	2.2.1	平成18年版　正誤表	
					含む					
127	2	2.2.1		削除	施工箇所　屋内露出の上段の表より、機械室を削除	119	2	2.2.1		
				追加	施工箇所　天井内の下段の表に、機械室を追加					
				削除	注. 呼び径9.52以下は、保温厚8mmとしてもよい。を削除					
128	2	2.2.1	(3)	追加	表の上段に(3) ダクト及び機器の保温施工種別を追加	120	2	2.2.1	平成18年版　正誤表	
				修正	機械室内ダクトの材料、アルミガラスクロス化粧保温板				国交省の公共工事標準仕様書による。	
					40K50mmを25mmに修正					
				修正	屋外露出・多湿箇所の材料　3.ポリエチレンフィルム					
130	2	2.2.1		修正	冷水タンク・冷温水タンクと冷水ヘッダー・冷温水ヘッダーの材料	122	2	2.2.1		
					3.ポリエチレンフィルム					

対比表

改定						現行				第2編(2) 共通事項
ページ	編	章・節			内容	ページ	編	章・節		改定理由
131	2	2.3.1	(1)		保温不要箇所	123	2	2.3.1		
				追加	給水管で50A以上の屋外配管 （保温する場合は、図面に特記する					
				追加	排水管の塩化ビニル管・耐火二層管					
				修正	2重筒				平成18年版　正誤表	
			(2)	追加	管の保温施工種別				平成18年版　正誤表	
					管（継手及び弁類含む）の保温施工種別（P125）参照					
132	2	2.3.1	(3)	追加	機器及び排気筒の保温施工種別	124	2	2.3.1	平成18年版　正誤表	
					鋼板製タンクの材料　3.ポリエチレンフィルム				国交省の公共工事標準仕様書による。	
				変更	排気筒（隠ぺい箇所）1.アルミガラスクロス付ロックウール保温筒75				国交省の公共工事標準仕様書による。	
133	2	2.4		修正	ポリスチレンフォーム　品質は上記保温筒の規格に・・・	125	2	2.4		
134	2	2.4		修正	アルミホイルペーパーの材料　厚さ0.007mm	126	2	2.4	改訂要望アンケートによる。	
				修正	保温化粧ケースの仕様　耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、				国交省の公共工事標準仕様書による。	
					溶融アルミニューム一亜鉛鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛					
					めっきを施したもの					
				削除	材料区分　アスファルトルーフィング					
136	2	2.5.1	(3)	削除	塗装さび止め塗料の種別　鉛丹さび止めペイント　亜酸化鉛さび止					
					ペイント　塩基性クロム酸鉛さび止めペイント				国交省の公共工事標準仕様書による。	
				追加	注. さび止め塗料に変性エポキシ樹脂プライマーを使用する場合は					
					科学処理を省略することができる。					
137	2	2.5.1	(4)		各塗装箇所の種別及び塗り回数　排水用鋼管	129	2	2.5.1		
				修正	ピット内・土中　1. ノンタールエポキシペイント					
139	2	2.5.2	(2)		溶融亜鉛めっき				国交省の公共工事標準仕様書による。	
				削除	①　めっきはJIS H 9124（溶融亜鉛めっき作業指針）に基づく					
					JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の2種35とする。					
140	2	2.6.1	(1)		屋外の表示は、ペイントによる・・・カッティング文字（耐候性のあ	132	2	2.6.1	改訂要望アンケートによる。	
					るもの）でもよい。					
147	2	3.3.1	(1)	削除	注. ただし、ボイラー、冷温水機及び冷凍機には使用しない。					
149	2	3.3.2	(6)	追加	既存のアンカー等				国交省の改修工事標準仕様書による。	
					①　原則として使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアン					
					カーボルトを再使用する場合は、監督職員と協議し、状態及び					
					強度をよく確認し、十分清掃してから使用する。					
160	2	4.1.1		修正	まちづくり調整局を建築局にする。					
					電気設備工事特則仕様書」（最新版）					
					施工マニュアル」（平成23年版）					
160	2	4.2.2			誘導電動機の保護方式	152	2	4.2.2		
				修正	保護方式　記号　IP44　名称　全閉防まつ形　備考　屋外形				国交省の公共工事標準仕様書による。	

対比表

改定				現行				第3～7編 空気調和設備工事
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
163	3	1	「10節」のﾀﾞｸﾄ用材料を「1節」に移動。（以降節送り）	180	3	10	ﾀﾞｸﾄ用材料は「10節」に表記	標準仕様書22年度版の構成に準ずる。
164	3	1	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄの継手の差し込み長さの表中の寸法を下記に変更。	181	3	10	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄの継手の差し込み長さの表中の寸法。	標準仕様書22年度版「P-178」の表による。
			「315以下」「316～800」「801～1,250」				「125以下」「126～300」「301～1,250」	
164	3	1	「4.8mm」を「4.0mm」に変更。	181	3	10	ｽﾃﾝﾚｽ製ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄの表下の注。はぜ折の幅は「4.8mm」以上。	日本下水道事業団仕様書22年度版「P-41」による。
164	3	1	③継手の呼称寸法は外径基準とし、その差し込み長さ及び板厚	181	3	10	③継手の呼称寸法は外径基準とし、その公差及び板厚は次表に	日本下水道事業団仕様書22年度版「P-41」による。
			は次表による。に変更。				よる。	※差し込み長さ自体は60mmと相違は無いが表の表現
			④は削除。				④継手の差し込み長さは亜鉛鉄板製に準じる。	が違う。公差に規定は無い。
164	3	1	「継手の差し込み長さ」の表を追加。	182	3	10	「継手の外径公差」の表を削除	日本下水道事業団仕様書22年度版「P-41」による。
166	3	2	表中の「全ﾈｼﾞ」を「全ねじ」に、2か所修正。	163	3	2	表中に「ｶﾀｶﾅ」と「ひらがな」が混在している。	「ﾈｼﾞ」を平仮名表記「ねじ」に統一。
172	3	3	高圧2ﾀﾞｸﾄ「〃」を「ﾋﾟｯﾂﾊﾞｰｸﾞはぜN」、「ﾎﾞﾀﾝﾊﾟﾝﾁｽﾅｯﾌﾟN＋A」に。	157	3	1	同じものを表現する場合「〃」としている。	表現の訂正。
172	3	3	「Nシールの例」と一部削除し変更。	157	3	1	「Nシールの部位の例」という表記。	わかりやすくするために表現の変更。
172	3	3	「Aシールの例」と一部削除し変更。（BとCも同様）	158	3	1	「Aシールの部位の例」という表記。（BとCも同様）	わかりやすくするために表現の変更。
184	3	10	「h/2」に変更。	174	3	9	ﾌｰﾄﾞ廻りの規制値表中「H/2」とある。	火源からの寸法である「h」が正しい。
185	3	10	（3）衛生上有害なものの侵入を防ぐためにﾌｨﾙﾀｰ等を取り付ける。	175	3	9	（3）雨水の流入や衛生上有害なものの侵入を防ぐために防虫網	防虫網は目詰り原因のため、採用範囲の見直し。
			に変更。				等を取り付ける。	雨水の侵入に対して防虫網は有効ではない。
185	3	10	（7）ﾌｨﾙﾀｰ等を組み込む場合は、・・・。に変更。	175	3	9	（7）防虫網、ﾌｨﾙﾀｰ等を組み込む場合は、・・・。	防虫網は目詰り原因のため、採用範囲の見直し。
185	3	10	「必要に応じ防虫網」に変更。	175	3	9	外気ｶﾞﾗﾘ取り付け要領図中の「防虫網」という注記。	防虫網は目詰り原因のため、採用範囲の見直し。
186	3	10	温度ﾋｭｰｽﾞの作動温度表中「厨房排気」の項 「注3」を追記。	176	3	9	温度ﾋｭｰｽﾞの作動温度表中「厨房排気」の項 「注2」	注意事項の追加。
186	3	10	「3.ﾀﾞｸﾄ消火設備のある場合は、ﾀﾞｸﾄ消火設備ﾒｰｶｰに確認する	176	3	9	注意事項は 「注2」まで。	ﾀﾞｸﾄ消火設備の作動温度を確認できるように注意喚起。
			こと。」 を追加。					
188	3	10	（3）使用する場合は、「適切な」長さとし最長は、・・・・。に変更。	178	3	9	（3）使用する場合は、「必要最小限の」長さとし最長は、・・・・。	表現の変更。
195	3	12	12節に「ﾀﾞｸﾄ改修工事における注意点」を追加。				項目なし。	改修工事の注意点を記述。
197	4	1節	低圧屋内配線及び電気配管は、横浜市建築局「横浜市建築局	187	4	1節	低圧屋内配線及び電気配管は、横浜市まちづくり調整局「横浜市	局名称変更による
			電気設備工事特則仕様書（最新版）」及び横浜市建築局				まちづくり調整局電気設備工事特則仕様書（平成18年4月）」及び	
			他監修「電気設備工事施エマニュアル（平成23年版）」による。				横浜市建築局他監修「電気設備工事施エマニュアル（平成18年版）」	新版発行につき
							による。	
197	4	2節	（1）屋内サーモスタット等	187	4	2節	（1）屋内サーモスタット等	機器外付けタイプを意味するようですが、
			⑤の（ボックス内温度～）を削除				⑤（ボックス内温度を検出する場合はシール材等で処理する）	汎用の頻度を考え、また誤解を招かない為
198	4	2節	（2）挿入式サーモスタット	188	4	2節	（2）挿入式サーモスタット（2位置制御）	以下の文章が比例制御にも摘要する為
			（2位置制御）を削除					
198	4	2節	（2）挿入式サーモスタットの	188	4	2節	（2）挿入式サーモスタット（2位置制御）	注意点をより明確にする為
			③「保守点検が可能な位置とし、かつ必要なスペースを				③「点検保守が容易な位置に設置する」	
			確保する」に変更					
199	4	3節	（1）計装用機材 ④電線類の規格 （表内の記号）	189	4	3節	（1）計装用機材 ④電線類の規格 （表内の記号）	平成20年5月部分改訂による
199	4	3節	④「電線類の規格」に「EM-UTP 制御用ケーブル」を追加	189	4	3節	④「電線類の規格」に「EM-UTP 制御用ケーブル」は無し	制御用ケーブルを使用した工事が多い為
200	4	3節	⑤「構造図」に「EM-UTP 断面図」を追加	190	4	3節	⑤「構造図」に「EM-UTP 断面図」は無し	
206	4	3節	左下図名称を「金属電線管を利用した方法（壁）」に変更	196	4	3節	左下図名称は「電線管による方法（壁）」	現行「金属管」「電線管」「鋼製電保管」等の表記
								を統一
206	4	3節	左下図中注釈を「金属電線管」に変更	196	4	3節	左下図中注釈は「金属管」	同上
206	4	3節	右下図名称を「鉄板を利用した方法（床）」に変更	196	4	3節	右下図名称は「電線管による方法（床）」	前回誤記
207	4	3節	上図名称を「貫通部に片側プルボックスを利用した方法	197	4	3節	上図名称は「貫通片側プルボックスによる方法（シャフト等）」	
			（シャフト等）」に変更					

対比表

改定				現行				第3～7編 空気調和設備工事
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
207	4	3節	上図中注釈を「金属電線管」に変更	197	4	3節	上図中注釈は「銅製電保管」	名称統一
211	4	4節	ガス吸収冷温水機等の発停安全基準	244	4	4節		
			1.4.1 安全基準				表題無し	
			上部の表題　(1) 設備					
			下部の表題　(2) 設置場所					
211	4	4節	「ガス吸収冷温水機等の発停安全基準」の下部表を削除	244	4	4節		上段の文言にて表現されているため
			上段の文言にて表現					
212	4	5節	5節 自動制御設備改修工事における注意点				項目なし	
			1.5.1 一般事項					
			以下 (1)					
			1.5.2 自動制御設備改修工事時の重点注意事項					
			以下 (1)～(4)					
213	5	1.1.1	コンクリート又はコンクリートブロック壁などに器具取り付け用ブラケットを固定する場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを用いる。		5		コンクリート又はコンクリートブロック壁などに器具取り付け用ブラケットを固定する場合は、エキスパンションボルトを用いる。	本マニュアル平成20年5月部分改訂にて変更済み
			(7)の 大便器は8.5ℓ／回以下	201		1.1.1	(7)の 大便器は10ℓ／回以下	仕様の変更
			(8)を追加					検査指摘・監理指針よりの追加
220	5	1.2.1	飲料水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクは、「建築基準法施行令」第129条の2の4及び第129条の2の5並びにこれらの規定に基づく告示の定めによる。	208	5	1.2.1	鋼板製タンク及びFRP製タンク、飲料水を貯蔵するものは、「建築基準法施行令」第129条の2及び同令に基づく告示(昭和50年建設省告示第1597号、改正昭和62年建設省告示第1924号)に定めるところによる。	(参考文献)公共建築工事標準仕様書に合わす
			タンク廻りの配管要領の挿絵変更					現在の仕様に変更
			(2)吐水口空間の項目を追加					(参考文献)給水装置工事設計・施工指針に合わす
221	5	1.2.1	(3)マンホール～(5)電極棒の・・・に番号を順次繰り下げ	208	5	1.2.1	(2)マンホール～(4)電極棒の・・・	
221	5	1.2.1	現行(4) ③ 電極棒の作動範囲 電極保護筒(例)の挿絵、注2. の文章を削除	209	5	1.2.1	(4) ③ 電極棒の作動範囲 電極保護筒(例)	上水を想定している項目には不適
223	5	1.3	1.3.1一般事項の項目を追加	211	5			
224	5	1.3.2	(1)～(6)の文章を挿絵の最後に移動	212	5			
223～225	5	1.3	1.3.2屋内消火栓箱の取り付け～1.3.4スプリンクラーヘッド･･･に番号を順次繰り下げ	211～213	5	1.3	1.3.1屋内消火栓箱の取り付け～1.3.3スプリンクラーヘッド･･･	
225	5	1.3.4	(例)梁、たれ壁、棚、蛍光灯、ダクト、ラック、電気盤等		5		(例)梁・たれ壁・棚・蛍光灯、ダクト、ラック、電気盤等	
226	5	2.1.1	文章の最後に (以下に抜粋を記載)を追記	214	5			
	5	2.1.3	系統図を変更		5	2.1.3	系統図	(参考文献)給水装置工事設計・施工指針に合わす
	5	2.1.4	(5)の サドル付分水栓		5	2.1.4	(5)の 分水サドル	〃
			現行(6)～(7)の削除					〃
			(6)分岐工法及び分岐材料は･･･に番号を順次繰り上げ				(8)分岐工法及び分岐材料は･･･	〃
			挿絵を分岐配管(例)に変更				分水配管(例)	〃
228	5	2.1.6	(1) ② (c)の挿絵に管端コア挿入を追記	216	5			〃
			(1) ② (c)にメーター室の必要寸法の表を追加					〃
229	5	2.1.6	(2)の量水器係及び各給水維持課	217	5	2.1.6	(2)の資材管理所及び配水管理所	〃
			(2) ② (d)の量水器係				(2) ② (d)の資材管理所	〃
			(2) ③ (a)の量水器係				(2) ③ (a)の資材管理所	〃
230	5	2.1	2.1.7受水槽の容量の項目を追加	218	5			〃

対比表

改定				現行				第3～7編 空気調和設備工事
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
230～231	5	2.1	2.1.8ポールタップ等の口径～2.1.9地中埋設の弁・・・に番号を順次繰り下げ	218	5	2.1	2.1.7ポールタップ等の口径～2.1.8地中埋設の弁・・・	
232	5	2.2.1	横浜市環境創造局「横浜市排水設備要覧」、「横浜市下水道設計標準図」及び国土交通省通達「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し施工する。屋外排水設備工事の根切り埋め戻しは、労働安全衛生法施行規則第356条、建築基準法施行令136条の3を遵守し、崩落事故防止等に十分配慮した安全施工を行う。また公道以外に設置する鋳鉄製マンホールは安全性、耐食性を十分考慮する。(以下に抜粋を記載)	220	5	2.2.1	横浜市下水道局「横浜市排水設備要覧」及び、国土交通省通達「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し施工する。屋外排水設備工事の根切り埋め戻しは、労働安全衛生法施行規則第356条、建築基準法施行令136条の3を遵守し崩落事故防止等に十分配慮した安全施工を行う。	局名の変更による
	5	2.2.2	排水設備接続方式に項目名を変更		5	2.2.2	処理区域	題名が説明文に合わないため
232	5	2.2.2	注. 公共下水道へ接続できない場所については合併処理方式の浄化槽設置等監督員と協議する。を追加	220	5			
232	5	2.2	現行2.2.3未処理区域の項目を削除	220	5	2.2	2.2.3未処理区域	
232～245	5	2.2	2.2.3土かぶり標準～2.2.19地下排水槽の・・・に番号を順次繰り上げ	220～234	5	2.2	2.2.3未処理区域～2.2.19地下排水槽の・・・	
232	5	2.2.6	現行2.2.7 (2)(3)の削除	221	5	2.2.7	(2)(3)の項目	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす(アンケートによる)
233	5	2.2.6	(2)特記のある場合は特記又は各基準に順ずること。を追加	221	5			〃
			(3)排水管きょの接合方法に番号を順次繰り上げ			2.2.7	(4)排水管きょの接合方法	
233	5	2.2.7	(1)の表を変更	222	5	2.2.8	(1)の表	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
234	5	2.2.7	(2)の表を変更		5		(2)の表	〃
			(2) 注2. 公共下水道に接続する「接続ます」の規格等については「設計標準図」を参照すること。				(2) 注2. 上表の「取付管に接続するます」とは、宅地内の排水管に接続するますのことであり、公共下水道に接続するます(「接続ます」)ではない。	
			(2) 注3. の1,500未満				(2) 注3. の1,200未満	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
			現行2.2.8 (3)の削除				(3)の項目	〃
234	5	2.2.8	(2) 段差の生ずる箇所。合流、会合する箇所に統合	223	5	2.2.9	(2) 段差の生ずる箇所 (3) 合流、会合する箇所	〃
			(3)下水の流路・・・～(5)建築物の・・・に番号を順次繰り上げ				(4)下水の流路・・・～(6)建築物の・・・	
			(6) 浄化槽又は除害施設の流出口から原則として1m以内の箇所を追記					(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
235	5	2.2.9	(1) 注. 上図及び表は改良ますを表す。を追加	224	5			横浜市排水設備要覧に無いため、一般的に使用されることとして残したため注記を入れた
236	5	2.2.9	現行2.2.10 (1) 鋳鉄製マンホールの種類と安全荷重及び破壊荷重の表とその注記の削除	225	5	2.2.10	(1)鋳鉄製マンホールの種類・・・の表とその注記	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
			(2)のマンホールの構造(標準・B・C型)				(2)のマンホールの大きさ(A・B型)	(参考文献)横浜市下水道設計標準図に合わす
			(2)の第2種C型～第5種C型人孔ます				(2)の第1種～第5種B型人孔ます	〃
237	5	2.2.10	寸法表の変更	226	5	2.2.11	寸法表	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
238	5	2.2.12	雨水浸透ます寸法表の変更	227	5	2.2.13	雨水浸透ます寸法表	〃
		2.2.12	注. φ450雨水浸透ますは、接続雨水浸透ますとして使用しない。なお、接続雨水浸透ますの構造図は「横浜市下水道設計標準図」を参照。を追加					〃
239	5	2.2.13	(3)最大設置間隔(掃除口と掃除口の最大間隔)は、排水管の内径の120倍を超えない範囲とする。なお、掃除口詳細図を下に示す。	228	5	2.2.14	(3)最大設置間隔(掃除口と掃除口の最大間隔)は、排水管の内径の60倍を超えない範囲とする。(掃除口とますの最大設置間隔は、排水管の内径の120倍を超えない範囲とする) なお、掃除口詳細図を下に示す。	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす
245	5	2.2.19	最近改正の日付、局名を変更	234	5	2.2.20	最近改正	(参考文献)横浜市排水設備要覧に合わす

対比表

改定				現行				第3～7編 空気調和設備工事
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
246	5	3.1	都市ガス、液化石油ガス併用都市ガス方式に適用する。（液化石油ガス併用都市ガス方式とは現状は液化石油ガスだが将来的に都市ガスへ移行する方式）都市ガス設備工事については、一般ガス事業者の基準に適合するものとする。またガス消費機器の設置については、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に準拠するものとする。液化石油ガス設備に関しては本章6節による。	235	5	3.1	都市ガス、液化石油ガス併用都市ガス方式に適用する。ただし、特記のある場合は液化石油ガスは、都市ガスとの併用配管とする。	都市ガス設備と液化石油ガス設備の説明追記
	5	3.3.1	備考(*1)の80A以下は黒ガス管		5	3.3.1	備考(*1)の50A以下は黒ガス管	(参考文献)ガス設備とその設計に合わす
247	5	3.3.2	(1) 注. に ただし、将来に渡って露出しないようにするためには、50mm程度の土被りが必要。を追記	236	5			(参考文献)ガス設備とその設計に合わす
			(2) ① (a)の表で100A以上の配管方法の スネークパイプ取付けを削除					〃
			(2) ① (b)をPE管による配管（例）の挿絵の上に追加					
248	5	3.3.2	(2) ② (a)の項目名として 両側土中埋設の場合を追記	237	5			(参考文献)ガス設備とその設計に合わす
253	5	3.5.2	(1)の文章に なお、隠ぺい部における接続は、排ガス漏れ対策も同時に出来るロック機能付抜け出し防止処置又は同等以上の機能を有する装置とすることが望ましい。を追記	242	5			〃
255	5	3.6	現行6節ガス吸収冷温水機等の発停安全基準を第4編自動制御設備工事に転載	244	5		6節ガス吸収冷温水機等の発停安全基準	編の変更が妥当と考えた
			6節液化石油ガス設備に番号を順次繰り上げ	245		3.7	7節液化石油ガス設備	
			3.6.1一般事項の項目を追加					(参考文献)公共建築工事標準仕様書に合わす
			3.6.2配管要領の項目を追加					
			3.6.3器具の取付けの項目を追加					
256	5	3.6	現行の工事フローをフロー図として記載		5			
257	5	3.7	7節容器保管庫に名称変更	246	5	3.8	8節プロパンボンベ庫	
			現行のプロパンボンベ庫、ボンベ庫、プロパン庫を容器保管庫に統一					
			(1)の（容器のスカート部の腐食に注意）				(1)の（プロパンボンベのスカート部の腐食に注意）	
258	5	3.8	8改修工事における注意点を追加		5			
参考文献（本編改定の際に使用したもの）								
		1	平成22年度			1	平成16年版	
		5	平成20年4月改正			5	平成12年10月改正	
		6	平成18年度改正版（平成21年8月一部修正）（横浜市環境創造局）			6	平成12年度改正版（横浜市下水道局）	
		10	平成21年6月11日 7版			10	平成12年12月20日 5版	
		11	2008年版			11	2004年版	
		12	「LPガス設備設置基準及び取扱要領」平成19年度6月改訂（高圧ガス保安協会） を追加			12	記載なし	改定 P244の6節液化石油ガス設備にて使用
		13	「給排水衛生設備計画設計の実務の知識」平成22年11月 改訂3版（空気調和・衛生工学会編） を追加			13	記載なし	改定 P238の3.4.1警報機の方式の挿絵にて使用（現行でも使用）
259	6	1.1.2(5)	～空調機の内部清掃、ドレンアップポンプの動作確認、ドレン排水の確認～	247	6	1.1.2(5)	～空調機の内部清掃、、ドレン排水の確認～	ドレンアップ能力不足等の不具合による漏水対策のため追記
259	6	1.1.2(5)	～ドレン排水の確認、ドレンパンの清掃～	247	6	1.1.2(5)	～ドレン排水の確認、ファンコイル等のドレンパンの清掃～	ファンコイルに限らないため削除

対比表

改定				現行				第3～7編 空気調和設備工事
ページ	編	章・節	内容	ページ	編	章・節	内容	改定理由
260	6	1.2.1(3)	表中 手順15 調整を行ったVDには開度表示を行う 手順16 騒音を測定（A特性）する 手順17 測定報告書を作成する	248	6	1.2.1(3)	表中 手順15 騒音を測定（A特性）する 手順16 測定報告書を作成する	VDのしゅん工時の最適風量が分かるようにするため追記
263	6	1.3.3(1)	表中 有機物 水質基準 3以下	251	6	1.3.3(1)	表中 有機物 水質基準 10以下	基準値変更のため
263	6	1.3.3(2)	表中 有機物 水質基準 3以下	252	6	1.3.3(2)	表中 有機物 水質基準 10以下	基準値変更のため
264	6	1.3.3(2)	飲料水検査項目 夏期 12項目	252	6	1.3.3(2)	飲料水検査項目 夏期 11項目	検査項目追加
264	6	1.3.3(2)	飲料水検査項目 夏期 塩素酸（mg/ℓ） 0.6以下	252	6	1.3.3(2)	飲料水検査項目 夏期	検査項目及び基準値の追記
266	7	1.2.3	注1．非常用予備発電装置等は電気事業法に基づく届出の対象となる。	254	7	1.1.3	注1．非常用も届出の対象となる。	根拠法令が異なるため、明記。
269	7	1.1.8	騒音の～（単位dB（A））	257	7	1.1.8	騒音の～（単位デシベル）	単位はA特性であるため訂正。
269	7	1.1.8	備考抜粋 ２ 「dB(A)」は～計量単位である。	257	7	1.1.8	備考抜粋 ２ 「デシベル」とは～計量単位をいう。	単位はA特性であるため訂正。
269	7	1.1.8	参考抜粋 ７ 一の事業所が～この規制基準を適用する。 参考抜粋 ８ この規制基準は、～適用しない。	257	7	1.1.8	参考抜粋 ７ この規制基準～適用しない。	現行は省略しているが、参考のため記載。
270	7	1.1.8	第一種住居地域～ 午前8時から午後7時まで ６０	258	7	1.1.8	第一種住居地域～ 午前8時から午後7時まで ６５	訂正。
270	7	1.1.8	その他の地域 午前8時から午後7時まで ６０	258	7	1.1.8	その他の地域 午前8時から午後7時まで ６５	訂正。
271	7	1.1.8	参考抜粋 ８ 一の事業所が～この規制基準を適用する。 参考抜粋 ９ この規制基準～適用しない。	258	7	1.1.8	参考抜粋 ８ この規制基準～適用しない。	現行は省略しているが、参考のため記載。
271	7	1.1.9	小規模固定型内燃機関及びガスタービンの届出 対象施設の種類、規模追記	259	7	1.1.9	小規模固定型内燃焼機関に関する指導基準	具体的な対象施設、届出期限等を追記。
272	7	1.1.12	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）を追記				記載なし	追記
273	7	1.2	石綿排出は作業完了後30日以内に届出	260	7	1.2	表中 備考 記載なし	追記
277	7	1.3.1	表中 排出事業者はマニフェスト～を過ぎてもD票、B2票が返送されない～横浜市長に提出～	264	7	1.3	表中 排出事業者はマニフェスト～を過ぎてもD票が返送されない～横浜市長（関係都道府県知事等）に提出～	B2票の扱いも同じため追記。 提出先は横浜市長のみであるため一部削除。
277	7	1.3.1	表中 排出事業者は中間処理を～横浜市長に提出～	264	7	1.3	表中 排出事業者は中間処理を～横浜市長（関係都道府県知事等）に提出～	提出先は横浜市長のみであるため一部削除。
279	7	1.3.3	(2) ② (廃棄) 指定処分 <搬入手続> (a)～(d)、表	266	7	1.3.3	(2) ア (イ) (廃棄) 指定処分 <搬入手続> ①～⑤、表	搬入手続の変更のため
279	7	1.3.4	注．特定建設資材を用いた～届出をしなければならない。	267	7	1.3	4 対象建設工事 表下	指導要綱に基づく届出を追記。
280	7	1.3.5	(2) 工程管理制度				記載なし	具体的な工程管理制度を追記。
281	7	2	表中 各項目変更	268	7	2	法令による届出、提出書類 表中	省エネルギー関係を追記。